

Think Big!



2024.02.15

No. 023

新宿支部の
公式 Twitter も
チェック!

労働法制に関する財界の動き

経団連は2024年1月16日付で「労働自治を目的とした労働法制に関する提言」を公表しました。この提言では「働き方のニーズの多様化や企業を取り巻く環境変化などを踏まえ、時代にあった制度見直しの検討を不断に行うべき」としたなどとした上で「**労使自治を重視、法制度はシンプルに**」という視点のもとに以下の2点を求めています。

①【過半数労働組合がある企業対象】

労働時間規制のデロゲーション（法からの逸脱）の範囲拡大

②【過半数労働組合がない企業対象】

労使協創協議制（選択制）の創設

以下、提言資料からの引用

過半数労働組合がない企業に限り、雇用している全ての労働者の中から民主的な手続きにより複数人の代表を選出、必要十分な情報提供と定期的な協議を実施。必要な範囲での便宜供与を条件に労働者代表者と会社代表者との間で個々の労働者を規律する契約を締結する権限を付与することが考えられる。※事業所ごとに設置するが、契約の締結単位については一定要件の下、企業単位での締結を可能にすることが考えられる。また労働協約よりも労働者にとって有利な定めをした就業規則・個別契約湯の労働契約は認めない（有利制原則の否定）とする解釈の変更はない。また、より厳格な条件の下、「就業規則の合理性推定」や「労働時間制度のデロゲーションを認める」ことも検討対象になりうる

労働基準法の規制緩和を経団連は求めている

労働基準法は労働者保護の観点から定められている法律です。

過半数労働者代表選挙に関しても労働基準法により定められています。

労使協創協議制の創設に関しても法改正によりJR東日本において社友会が権限を持つことが考えられます。つまり、**労働組合の形骸化の狙いがある**ということです。労働組合の形骸化は**労働者の保護の観点が薄るにされる危険性がある**のです。働きやすく働きがいのある賃金・労働条件・労働環境が私たち労働者の望む環境ではないでしょうか？

財界の動きと政治の動きは常に連動しています。

労働法制改正の動きには皆で注目していきましょう！